

「(仮称) Landport 京都伏見」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて (第 2 類事業※)

- ※・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業  
 ・建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業

令和 5 年 11 月 22 日	<u>配慮書案</u> の提出 (環境影響評価手続の開始)
11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始 (環境管理課窓口及び事業者ホームページ)</li> <li>・市民意見募集の開始</li> </ul>
(本日) 12 月 20 日	京都市環境影響評価審査会の開催 (諮問及び審議)
12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧終了</li> <li>・市民意見募集の終了</li> </ul>
(意見募集後)	事業者から <u>見解書</u> の提出
1 月下旬	京都市環境影響評価審査会の開催 (審議及び答申)
(以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を基に<u>市長意見</u>を作成し、文書にて事業者へ送付</li> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始 (環境管理課窓口)</li> </ul>
	事業者から <u>配慮書</u> の提出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始 (環境管理課窓口及び事業者ホームページ)</li> </ul> (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

